

令和6年度事業計画

学校法人 二戸学園

学校法人二戸学園 令和6年度事業計画 目次

<序文>	・・・1
<建学の精神>	・・・1
I. 大学の教育	
1. 学生受入れ	・・・2
2. 学生支援の強化	・・・2
3. 学修環境の充実	・・・5
4. 単位の認定、進級、卒業（修了）認定	・・・5
5. 教育内容（教育課程）の充実	・・・6
6. 教育方法の充実	・・・7
7. 教育活動の評価	・・・8
8. 教育・教員組織の整備	・・・8
9. 教学ガバナンスの強化	・・・9
II. 大学院の教育	
1. 大学院生の受入れ	・・・9
2. 大学院生の教育	・・・10
3. 大学院の運営体制等の整備	・・・10
III. 大学の研究活動	
1. 研究の重点化と特色ある研究の推進	・・・10
2. 研究活動を活性化するための支援体制	・・・11
3. 若手研究者への支援	・・・12
4. 外部研究資金の獲得と研究支援体制等の整備	・・・12
5. 研究成果の発信と管理	・・・13
6. 研究倫理の徹底	・・・13
IV. 大学の社会貢献活動等	
1. 本学の社会貢献の実態把握と社会貢献活動の推進	・・・14
2. 本学の活動の社会への情報発信の充実	・・・14
3. 社会連携・社会貢献を推進するための体制整備	・・・15
V. 法人及び大学の管理運営	
1. 法人ガバナンスの強化	・・・15

2.	コミュニケーションの円滑化	・ ・ 1 6
3.	コンプライアンスの体制強化と推進	・ ・ 1 6
4.	リスク管理体制の整備と強化	・ ・ 1 6
5.	業務執行体制の見直しと人事管理	・ ・ 1 7
6.	効率的な事務体制の構築	・ ・ 1 8
7.	各種会議（委員会）の見直しと活性化	・ ・ 1 8
8.	給与体系の検証	・ ・ 1 8
9.	職員の資質向上	・ ・ 1 8
10.	広報活動の推進	・ ・ 1 9
11.	情報の公開（透明性の確保）	・ ・ 2 0
VI. 法人の財務及び会計		
1.	財務基盤の安定化	・ ・ 2 0
2.	外部資金の獲得	・ ・ 2 1
3.	経常費補助金の確保	・ ・ 2 1
4.	寄附金の創設	・ ・ 2 1
5.	会計システムの健全化	・ ・ 2 1
6.	適切な会計監査の実施	・ ・ 2 2
7.	中期計画の遂行に伴う予算の確保	・ ・ 2 2
VII. 外部評価の受審		・ ・ 2 3
VIII. 附属幼稚園		
1.	教育・保育内容の充実	・ ・ 2 3
2.	園児の確保	・ ・ 2 3
3.	運営体制の整備	・ ・ 2 4
4.	施設・設備の充実	・ ・ 2 4
IX. 北上認定こども園		
1.	教育・保育内容の充実	・ ・ 2 5
2.	園児の確保	・ ・ 2 5
3.	運営体制の整備	・ ・ 2 6
4.	施設・設備の充実	・ ・ 2 6

学校法人二戸学園 令和6年度事業計画

<序文>

本事業計画は、令和2年度から令和7年度までの中期計画を基に、前年度までの実績の検証結果等を反映させて策定している。具体的には次ページ以降に詳記しているが、この中で特に本年度留意していく点や力を入れていくべき事項について以下に記す。

【大学】

大学についての最も大きな課題は、開設以来継続して取上げてきた学生確保についてである。学生の進路決定に最も影響すると考えられるのは、保護者とともにも高校の進路指導教員のアドバイスであると言われている。このため、本学においても、高校訪問の拡充や一昨年度から実施している高校教員を対象にした「進路指導教員懇談会」を通して、本学の教育（丁寧な学修指導等）への理解を深めてもらう活動をこれまで以上に強化していく。また、昨年度入試から導入した指定校推薦制度や特待生制度の実績を検証し、より学生の確保に結び付くよう内容の充実に努める。

もう一つの課題は、入学後の学生の学修力の課題である。一昨年度から実施している新カリキュラムは基礎学力の向上を目的として基礎科目の強化を図っており、これに新たに正課外学修として e-learning を活用した初年次教育を組合わせた取組を始めている。本年度は、昨年度までの取組の実績等を分析し、さらに充実した初年次教育となるよう努める。

【幼稚園】

二戸の附属幼稚園については、園児の確保や運営等は比較的良好な状況が続いているが、将来的には少子化の影響による課題も出てくるものと考えられる。このため、これまで以上に質の高い教育と保育を維持していくとともに、園の魅力を広く地域に知ってもらう活動をさらに充実させていく。

また、本年度、新たに北上市に開設した「附属北上認定こども園」については、誘致に力添えいただいた北上市の協力や二戸の附属幼稚園とも知見を共有しながら、地域に愛され、質の高い教育・保育を展開できるよう、職員が一体となって取組んでいきたいと考えている。

【法人】

法人の本年度の最も大きな課題は、令和7年度施行の改正私立学校法への適切な対応である。改正内容の大きな変更点は、理事と評議員の兼職禁止、選任方法の変更、意思決定の在り方等である。理事会と事務局が連帯し、改正趣旨に沿った寄附行為の変更を始め、必要な諸規程等の整備を遅滞なく進め、円滑で適切な法人運営ができるよう準備を進めていく。

以上、大学等の設置学校の現状や社会情勢を的確に認識し、役員と教職員が、本事業計画に盛込まれたさまざまな課題と目指すべき方向性を共有し、一致協力してその実現に努めていきたい。

<建学の精神>

人々の生活と健康を高め 地域社会に貢献する ケア・スピリットを備えた保健医療人

I. 大学の教育

1. 学生受入れ

(1) 優れた資質を持つ学生確保のため、次のような取組みを推進

- ① 引続き、高校訪問・出張講座等を積極的に進めるとともに、一昨年度から実施している「進路指導教員懇談会」がさらに充実したものとなるよう、開催時期や懇談内容、開催回数等の見直しを行うとともに、高等学校に対し積極的な働きかけを行う。
- ② 指定校推薦制度により安定的な入学者確保ができています。今年度は、指定校推薦制度で入学した学生の修学状況を検証し、指定校数や推薦枠増の検討を行う。
- ③ 新カリキュラム開始後2年間の基礎科目の履修状況と、e-learningを活用した正課外教育（「初年次教育－正課外学習プログラム－」）の学修成果等を検証し、プログラム内容や実施方法等の見直しを行う。
- ④ 特待生の入学後の履修状況等を検証し、引続き本制度の導入趣旨が達成できるよう学修指導を含めて注視していく。

(2) 受験動向の分析と新たなニーズを踏まえた入学者選抜試験の実施

- ① 引続き、入学試験方法と入学後の学修成績の関連性やこれまでの本学及び全国的な受験動向を分析し、検証結果に基づいた対応策（入試日程、試験内容、入試広報等）を検討する。
- ② 大学共通テストへの参加については、引続き他大学の実態や参加のメリット等の検討を継続しつつ、当面は本学入試の改善等に注力するものとする。

(3) 障害のある学生の受入れの検討

障害者への合理的配慮の提供が令和6年度から義務化されることに伴い、本学における障害のある学生への修学支援に係る基本方針を定め、基本方針に即した障害学生支援を実施するための規程等を整備し具体的な運用を進める。

2. 学生支援の強化

(1) 学修支援

学生への学修意欲の向上及び主体的な学びを重視した学修方法を身につけられるよう、以下のような施策を推進する。

- ① 各学生の期末試験毎の結果を把握し、教学委員会と学生委員会がその情報を共有する。特に1～2年生に対しては後期のアドバイザー教員による面談時に試験結果を基に個別の指導を行い、学修不振者への対応については面談時の情報を共有し、継続的な支援を行う。また、休学者の復学時や留年者に対しては、履修指導と学修面の支援に注力し、留年者ゼロを目指す。3～4年生に対しては、学生委員会と国家試験対策支援委員会とが協働し、学生ごとの状況や個性に合った対応を継続していく。
- ② 新カリキュラムで基礎学力の底上げのために設定した授業科目については、「授業評価アンケート」等を参考に教育方法、指導方法等の改善・充実のための検討を継続する。また、基礎学力の向上のための正課外教育については、入学時のオリエンテーション期間を活用して専門基礎科目への導入のための補修授業を計画する。さらに、リメディアル教育のための学修時間の確保についての工夫に努める。

- ③ 学生の学修意欲を高めるため、卒業時の成績優秀者の表彰を継続する。また、昨年度の入学生から導入した成績優秀者への特待生制度の適用については、適正な評定により当初の導入趣旨に沿った運営に努める。
- ④ 後援会総会開催日に実施している保証人懇談会の存在の周知に努め、学業不振の学生を始めとした必要な面談が適切に実施できるよう努める。

(2) 生活支援

学生と教職員との意思疎通を基盤とした、以下のような組織的な生活支援を推進する。

① 学生生活実態調査を活用した学生支援

ア、前年度の「学生生活アンケート」の結果を踏まえ、改善すべき点（学修環境や学修支援等）を抽出し、関連部署が協力して対応を検討する。なお、今年度実施するアンケートについて、調査項目・内容が社会環境や学生の変化に対応したものとなっているか、学生の要望等を捉えやすい内容となっているか等について精査し、適切な内容に改善して実施する。

イ、引続き、1年生及び2年生については学生6人程度に1人のアドバイザー教員を、3年生及び4年生については各学年に2人のアドバイザー教員を配置する。1年生及び2年生については、各学期開始時に面談を実施することとし、継続した学修支援や生活指導に役立てていく。また、学生委員会からの情報提供のあった「気になる学生」「指導が必要な学生」「指導を実施している学生」の情報を教授会場で共有し、各教員が行う学修指導等の参考とする。

② 学生の心身の問題への対応

ア、入学時や進級時オリエンテーションのプログラムに、「ルーム1（保健室）」や心理カウンセラーの存在とカウンセラーとの相談についての理解を深めるため、関連する紹介ビデオの視聴を組込む。また、近隣クリニックとの連携により学生の健康問題に速やかな対応ができるよう努める。

イ、学生の心身の健康問題等、教員のみでは対応が困難な事例については、臨床心理士や「ルーム1」専属の看護師などの常駐化の検討とともに、専門クリニックとの連携を強化して早期発見・早期対応に努める。

ウ、新型コロナウイルスは5類に移行したが、引続き感染状況を注視し、危機管理本部の方針に基づいて適時適切な対応に努める。

③ サークル活動や課外活動への支援

ア、引続き、感染防止対策に留意しつつ学生のサークル活動等の課外活動を支援していく。また、学生にさまざまな体験をする機会の創出やイベント企画等を行う新たな取組に対する支援も行う。

イ、教職員から学生表彰に当たると思われる事案を募り、基準に則って評価し、本表彰制度の定着化を進める。

(3) 留年対策

留年生を出さないよう、以下のような施策を推進する。

- ① 留年対策として、各学期の授業ガイダンスにおいて、単位取得についての基本的な考え方や期末試験結果後の再試験等についての詳細な説明（単位取得のための最低条

件等)を行う。

- ② 復学者に対しては、復学後の単位履修や進級要件等について、個別の丁寧な指導を行う。
- ③ 引続き、1年生の成績不振者には、非常勤講師(経験豊富な高校退職教員)によるリメディアル教育を通じた指導をお願いする。また、2年生の成績不振者に対しては、担当のアドバイザー教員が専門分野の科目担当者の協力を得て適切な支援策を講ずる。
- ④ 仮進級の学生や留年生に対しては、教学委員会と学生委員会が連携し、保証人への連絡、面談の実施も含め、学修進度に応じた適時適切な対応を行う。

(4) 国家試験対策の充実

国家試験への対策については、国家試験対策支援委員会を中心に学年進行に応じた、以下のような施策を実施する。

- ① 国家試験合格状況、国家試験終了後に実施した卒業生のアンケート調査結果等を踏まえ、国家試験模擬試験の実施時期や回数等の支援内容を検討する。また、低学年の国家試験対策の支援内容について検討する。
- ② 国家試験終了後に実施した卒業生のアンケート調査結果から得られた学修課題や学生の意見・要望を把握・整理し、国家試験対策講座や学内補強講座の回数、内容等に反映させていく。また、模擬試験成績不振者に対する支援強化策を検討し、実施する。
- ③ 4年生には国家試験対策に集中してもらうため、卒業研究ゼミナール担当教員に対して学生が前期中に進路を決められるよう就職活動に関する支援を要請する。
また、1年生から3年生に対しては、早期から岩手県医療局による就職ガイダンスや県内医療機関のオリエンテーションへの参加を推奨する。
- ④ 引続き国家試験対策支援委員会が中心になって、学生同士が互いの学修をフォローし合う国家試験対策学生委員による各種の活動を支援していく。

(5) 学生の意見の大学運営への反映

学生の意見が大学運営に反映するよう、以下のような施策を推進する。

- ① 「学生生活アンケート」の結果から、学生委員会と教学委員会において学年間の比較や傾向などを分析し、さらに効果的な学修指導や生活指導に関する知見を高めていく。
- ② 教学委員会とFD委員会が協働し、授業方法、授業内容等の質の向上に繋がる「授業評価アンケート」となるよう、質問項目や学生の意見が正確に把握できるような様式等の改善に努める。
- ③ 教学委員会及び学生委員会が協働して成績不振学生に対する支援を充実させ、留年者の減少に努める。特に1、2年生に対しては、各学期開始時にアドバイザー教員による学生面談を実施し、学修状況と生活実態の継続的な把握に努め、学修指導に活用する。

(6) 就職支援及びキャリア支援システムの構築

国家試験対策、就職支援及び就職後の助産師、専門看護師等のキャリアパスに関する支援の充実のため、以下のような施策を推進する。

- ① 本年度も、卒業生全員の進路決定と県内就職率60%を目指すこととし、県内の医療

機関・行政機関からの募集情報を学内メールを活用し適時、迅速な周知を図る。また、県内外の医療機関の就職説明会や病院見学の情報を収集し、学生の参加を促す。医療機関から届いたパンフレット等の情報は、随時就職支援室に整理・保管するとともに、メールや学内掲示によって適時提供していく。

- ② 医療機関が実施するインターンシップについては、引続き学生自身がホームページ等を通じて情報を収集し、コロナ感染の状況を見極めつつ参加を促す。また、オンラインによるリクルート情報がある場合は、その都度、学生への周知を図る。
- ③ 就職支援室内に PC を設置し、卒業生の就職試験情報をスキャンし閲覧できるようにした。引続き就職支援室の利便性の向上を図り、その活用を推進していく。
- ④ リニューアルを予定しているホームページに卒業生向けのキャリア支援の専用ページを設け、大学院の受験案内、大学が実施する公開講座や研修会情報、岩手県医療局の U ターン就職情報等を掲載し、卒業生のキャリア支援に繋がる取組を進める。

3. 学修環境の充実

(1) 教育用設備・備品及び図書の充実

図書については、学生や教職員の要望による選書リストに基づき必要な整備に努めることとしているが、今後は、電子ジャーナルや欧文データベースの利用頻度に基づいて見直しを行い、VPN や iPad を使いどこにいても閲覧できる電子書籍の充実を進めていく。

(2) 学生のニーズを反映した図書館の整備

- ① 引続き、学生や教職員の図書館利用状況のデータを収集し、図書館運営の参考とするとともに、定期的な企画展の実施による図書館利用の促進を図る。なお、一般市民への図書館開放については、利用者の拡大を念頭に置きながら、適切な運用を進める。
- ② 現状の図書館や学生自習室の利用状況や学生の要望などを参考にし、新たなスペースの検討や既存スペースの改善・充実を検討する。

(3) 情報環境の充実

情報関連機器の計画的なメンテナンスを実施し、経年劣化による故障や機能不全に適切に対処しながら、更新の遅れている情報機器、中でも情報処理室の関連機器の更新計画に基づき着実な整備に努める。

4. 単位の認定、進級、卒業（修了）認定

(1) 進級要件の見直し

新カリキュラム導入に伴い、令和 4 年度入学生から新たな進級要件を設定し、運用を開始しており、本年度以降も適正かつ円滑な運用に努める。また、旧カリキュラム履修の留年学生に対しては、先修条件を考慮して適切な個別指導を行う。

(2) 臨地実習の履修要件の見直し

- ① 令和 4 年度からの新カリキュラムの実施に伴い、臨地実習についての履修の先行要件を実習要項に明記し、進級時ガイダンス、入学時オリエンテーションや各実習オリエンテーション等の機会を通して周知を徹底する。また、臨地実習形態に対応する評

価の基準について学生及び教員に周知を徹底する。旧カリキュラム履修の留年学生に対しても先修条件や実習の先行要件について進級時ガイダンス等を通して繰返し説明し、周知の徹底を図る。

- ② 新カリキュラムに伴う「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」を基に作成した、看護技術マトリックス表及び学生の看護技術到達度表の活用と評価を行う。また、本学のディプロマ・ポリシーの達成に繋がる演習及び実習における指導方法等の検討を進めていく。

(3) 単位認定における成績評価の見直し

令和4年度入学生から成績評価は、「A、B、C、D」の4段階から「秀、優、良、可、不可」の5段階評価とし、適切な運用に努めている。なお、4年生の成績評価については、旧制度による評価基準により適切に評価する。

(4) GPA(Grade Point Average)制度の導入

令和4年度から本格導入した GPA (Grade Point Average) 制度を本年度も適切に運用し、学生個別のきめ細かい学修指導に活用していく。また、科目全体の履修状況の把握に留まらず、専門科目（看護学領域）の履修に必要な学修に繋がられるような活用についても検討を進める。

(5) 卒業認定要件の見直し

卒業認定要件とディプロマ・ポリシー及びカリキュラムとの相互の関係性についても「カリキュラム・マップ」として整理し、学生便覧、ホームページに掲載し、学生がこのことを意識して学修を進めるよう指導を徹底する。

(6) 卒業時にコアコンピテンシーと卒業認定要件の見直し

コアコンピテンシー（卒業時に修得すべき能力）の修得状況と卒業認定要件の関係性を卒業生を含めて検証し、教育課程、教育内容、教育方法等の適切性を高める。

5. 教育内容（教育課程）の充実

(1) 教育課程の見直し

- ① 新カリキュラムの構成について、次年度入学生までの4年間の授業評価結果や学修状況などを基に、各科目の順序性や授業内容などを検証する。特に、旧カリキュラムから新カリキュラムに修正された科目についての評価を優先して行い、新しいカリキュラムの評価材料の一つとする。
- ② 新カリキュラムにおいて見直しを行った実習科目や情報リテラシー関連科目、新たに設置した文化やジェンダーに関連する科目等に係る教育を、当初の目的に沿って推し進め、年度末には「授業評価アンケート」等も参考にして検証を行い、必要な改善策等（授業内容、方法等）を検討する。

(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性の確立

- ① 年度末に実施する4年生に対する「DP アンケート」結果を基に、旧カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについての整合性を確認する。また、このアンケート結果を参考にして、新カリキュラムでの教育の展開が当初の想定どおりできている

かどうか検証する。

- ② 全学年に対し学年当初のオリエンテーションにおいてカリキュラム・マップを活用して学修計画を立てるよう周知を図るとともに、アドバイザー教員による面談時にも本マップを活用した履修指導を行う。また、後期開始時のガイダンスにおいて学生に自らの学修計画の見直しや再確認を行うよう促す。なお、新入生に対しては、入学時のオリエンテーション期間中に4年間の学修計画についての説明を行い、適切な履修に繋げる。
- ③ 新カリキュラムのカリキュラム・ポリシーと開設授業科目との関係性、さらにはディプロマ・ポリシーとの整合性についても継続して検証を重ね、次のカリキュラム改正の基本的資料として蓄積していく。

(3) ディプロマ・ポリシーに基づくシラバスの作成

「シラバス作成マニュアル」に基づき、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム（新旧）との整合性、科目間の統一的な評価基準に配慮したシラバスとなるよう努める。なお、各授業科目のシラバスには「対応 DP（ディプロマ・ポリシー）」の項目を設け、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係性を学生に分かりやすいよう明示するとともに、カリキュラム・マップを活用したディプロマ・ポリシーとの関係性の周知に努める。

(4) シラバスの改善充実

シラバスの統一を図るために昨年度から全教員（非常勤講師を含む。）に義務付けたシラバスセルフチェックについての評価を行い、改善点を検討する。また、「授業評価アンケート」結果を参考に授業内容の改善の有無を検討し、科目担当教員へ通知し改善に結び付ける。

6. 教育方法の充実

(1) 自ら問題解決できる能力を養うためのアクティブ・ラーニングの推進

- ① 引続き、各領域の特色に着目したシミュレーション教育方法についての検討を進める。
- ② 情報環境の整備・充実に努め、ITを活用した質の高い教育方法等について、教学委員会と図書・情報管理委員会が協働して検討を進める。
- ③ 各領域で実施されているアクティブ・ラーニングの活用状況を全教員が共有する機会（研修の実施等）を設けるなど、授業手法の充実に関する検討を進める。

(2) 授業評価アンケートの実施結果を受けた教育課題の解決

- ① 「授業評価アンケート」の結果から、共通して改善すべき事項、個別の教員に改善を求める事項等を抽出・整理し、その結果を各教員に周知し、改善に繋げていく。
- ② FD委員会と教学委員会が連携して、上記改善すべき課題を整理し、関連するFD研修等を実施する。

(3) 基礎的能力を高めるための授業科目等の開設

新入生の基礎学力の向上を図るため、入学前教育の実施とともに、入学早期に実施している e-learning を活用した正課外教育を正課教育との連動性を意識した形で時間

割に組入れ、その効果を高める。また、専門基礎科目についてもその理解を深めるため、月1回程度の正課外教育の時間を組入れる。

(4) 看護実践現場と連携した教育の推進

- ① 複数領域合同の全体会議や実習担当領域毎の会議が、昨年度のFD研修会で得られた「実習施設との実習前後の打合わせにおける共有事項」を参考に、質の高い実習の実施のための情報交換と情報共有の場となるよう努める。また、実習施設との打合わせ会議や継続実施を予定している「研修・研究に関するご意見・ご要望についての事前アンケート」を通して、医療現場が求める教育ニーズを把握するとともに、実習施設に本学の実習に関する基本的理念や実施方針等を理解してもらうことにも努める。
- ② 全教員を対象に、令和3年度から開催している「実習指導の在り方」に関する研修会を継続し、これまでの研修内容や見出された課題、実習の現状を踏まえ、より具体的に効果的な研修内容として実施する。
- ③ 令和4年度から実施している実習前後の打合せ会議での「実習施設に向けた研修・研究に関する事前調査用紙」により研修・研究に関するニーズを把握し、共同研究等に繋がるテーマを見つけ出していく。

7. 教育活動の評価

(1) 授業点検・評価方法の見直し

- ① 「授業評価アンケート」を実施し、各教員の授業改善策等を含めて本結果をホームページ上に公開する。また、本調査結果を分析し、アンケート項目、方法等の改善策等の検討を進める。
- ② 「授業評価アンケート」結果を反映した各教員の授業改善に係る報告内容を分析し、改善・見直しの要点等をFD委員会から教学委員会に提供し、今後の授業改善等の参考資料とする。
- ③ 教育の質を高めるため、前年度に引き続き教員相互の授業参観を実施し、参観終了後には授業実施方法等に関する意見交換の場を設ける。

(2) FD・SD活動の活性化

- ① FD、SDの合同研修について、研究倫理やハラスメント防止等、教員と事務職員が共に研修していくにふさわしいテーマを設定し、計画的に実施する。
- ② FD委員会と教学委員会が協働して実施してきた「授業評価アンケート」結果等を基にした授業改善に加え、課題となっている障害を有する学生についての対応を検討していく。具体的には、個々の障害に応じた教育的課題を整理し、障害に対する理解を深めるとともに、対応すべき留意点等の知見を高めるFD研修の実施を検討する。

(3) 現行カリキュラムの評価と改善

本年度は、旧カリキュラムの最終年度であり、DP（ディプロマ・ポリシー）の到達度についての評価を行う。また、旧カリキュラム対象の令和4年度入学生と新カリキュラム対象の令和5年度入学生の履修状況などを比較するとともに、新カリキュラムについて令和7年度入学生までの学生の履修状況を基に評価・検証する。

8. 教育・教員組織の整備

(1) 教員の採用・昇格の基準の明確化

- ① 昨年度整備した大学院担当教員の資格基準等を基に、今後ともこれに基づいて適切な審査を行っていく。
- ② 今後とも質の高い教育を展開していくため、「岩手保健医療大学教員人事方針」に基づき、昇格人事と新採用人事を適切に組合せて、未配備領域の教員配置等、適切な教員組織の整備に努める。
- ③ 教員の昇任・昇格等の人事については、「教員選考基準に係るガイドライン」を基に、今後とも適切な運用を行う。
- ④ 教員評価（考課）制度については、素案について試行的実施したものを活かし、令和6年度からの本格実施を行う。

(2) 医学系の専任教員の配置の検討

昨年度、課題となっていた医学系専任教員（教授）を採用することができ、医学的観点から本学の教育に関わることで、教育のさらなる質の向上に繋がっていくものと期待している。

(3) 学生キャリア支援室の整備

- ① 学生のキャリア支援については、各学年に応じた支援計画を立案・実施していく。また、卒業生や医療関係者の卒後教育に関するニーズを把握し、具体的な支援策を検討し、ホームページを通して周知を図る。
- ② 学生に対するキャリアガイダンスについては、従来どおり専門業者による各学年に合わせた計画的なセミナー等を実施する。また、保健師課程の学生には、自治体のインターンシップ参加の支援や公務員試験対策の情報・対策等を提供していく。

9. 教学ガバナンスの強化

(1) 学長のリーダーシップと教授会の役割・機能の明確化

- ① 昨年度新たに学長補佐2名を配置し、時宜に応じた学長補佐としての役割を担ってきたが、今後は2名のそれぞれの役割分担を明確にし、設置趣旨に即した運用を行う。
- ② 教授会の中で各委員会の活動状況の情報共有を継続するとともに、協働して対応が必要な案件については、関連委員会がプロジェクトチームを編成する等、円滑な対応ができるような仕組みを構築する。

(2) 各委員会の役割と機能の見直し

各委員会は、所掌する基本的事項についての活動等を進めるとともに、これまでの活動状況と課題を検証し、所掌事項の見直しや必要に応じて規定の改正等を行なう。

II. 大学院の教育

1. 大学院生の受入れ

(1) 学生確保のため、次のような取組を推進

- ① 大学院の担当教員の変更がある中で、引続き魅力的で安定した指導ができる大学院

であるよう努め、これまでどおり本大学院の魅力や特色を関連施設に広報・周知し、学生確保に努める。

- ② 本学卒業生に向けては、ホームページの同窓会コーナーに大学院進学に関する情報を掲載するとともに、大学院での教育の意義について直接働きかける機会を作り、学生確保に結び付けていく。

2. 大学院生の教育

(1) 各看護学領域毎の履修指導の実施

- ① 学生の研究目的を明確化し、これに沿った適切な履修計画の策定について丁寧な指導、助言を行う。
- ② 長期履修生制度の活用を希望する学生には、院生の実態に合った履修計画を指導するとともに、入学後も円滑な履修ができるよう支援していく。

(2) 柔軟な教育の実施

- ① 対面形式の授業の他に、Zoom を活用した遠隔授業も取入れるなど柔軟に対応し、院生の学修上の利便性を高める。
- ② これまでの大学院生の履修実績から、引続き平日の他に土曜開講を組み合わせることによって、無理なく単位取得ができるよう弾力的な運用を行う。

(3) 研究指導の充実

- ① 大学院生一人ひとりに主研究指導教員と副研究指導教員を配置し、研究の進展に応じた適切な指導を行う。
- ② 研究計画について、3つの専門領域及び7つの専門分野を超えて、幅広く意見交換を図る場として「研究計画概要発表会」を開催し、幅の広いより丁寧な論文指導に繋がるよう努める。

(4) 学修環境等の整備

引続き、大学院生の学修環境の整備に努めるとともに、学部施設との相互利用が円滑に実施できるように調整する。

3. 大学院の運営体制等の整備

(1) 運営組織の整備

大学院教授会を中心に適切な大学院運営に努めるとともに、学部教授会との連携と情報の共有化に留意する。

(2) 大学院運営に必要な各種規程の整備

大学院運営に必要な各種規程等は概ね整備できているが、3年間の実績を基に、必要に応じて既存の規程の見直しや新たな規程等の整備を検討する。

III. 大学の研究活動

1. 研究の重点化と特色ある研究の推進

(1) 地域の医療・福祉等の関連機関や団体と連携した研究の推進

プロジェクト課題の学内共同研究として、「ケア・スピリット、地域包括ケア、岩手の健康課題、看護教育、ICT 活用と看護、災害看護、新型コロナウイルス感染症」等のキーワードを含んだ研究を募集し、新たな研究に積極的に取り組んでいけるよう支援する。また、地域の関連機関や団体と連携した研究を推進する方法を検討する。

(2) 大学間連携による研究を推進

- ① 他大学との学術交流について、具体的研究分野、相互の交流メリット、可能性等について引続き検討を進める。
- ② 「いわて高等教育コンソーシアム」を通じて大学間連携を推進する。また、本学が構成員となっている「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」の地域との連携による人材育成推進ワーキンググループ内の医療（看護）検討部会活動を推進する。

(3) 領域横断的な研究の推進

「大学が提示する共同研究プロジェクト課題」及び「申請者が自主的に設定する課題」において、領域毎の共同研究を推し進める。

(4) 教育実習先の医療機関等の看護職者等との共同研究の推進

新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を見極めつつ、実習先の看護職者をはじめとする医療・福祉の専門職等との情報交換を行い、研究ニーズや共同研究課題を発見し、具体的な研究方法等について検討を進める。

(5) 領域ごとに、特色ある研究の推進

学内共同研究費を活用し、各領域が特色ある研究を進められるよう支援する。

また、昨年度から、研究のアイデア段階から支援する枠組が設けられたので、本仕組の積極的な活用を呼び掛る。

(6) ケア・スピリットに関する研究の推進

- ① 臨床における医療・看護に係る倫理の在り方と、その核となり得るケア・スピリットに関する研究を引続き推進する。また、学内外の教員・医療従事者と協力して、科学研究費補助金による研究等、具体的な倫理的課題に関する共同研究を進める。
- ② 臨床倫理研究センターが中心となって取り組んできた研究の成果を学部や大学院教育に活かすとともに、前年度行ったオンラインによる本センター主催の懇話会について見直し、研究成果の医学系教育や地域の看護師等の医療・ケア従事者への還元に対応しい方法を検討し、実施する。

2. 研究活動を活性化するための支援体制

(1) 研究推進のための情報交換とフォローアップ体制の構築

- ① 各教員が進めている研究について、年度当初の研究計画書の提出、年度末の研究報告書の提出によって研究意欲の向上を図る。また、「学内研究報告会」において、個人研究や共同研究についての情報交換の活発化を図る。
- ② より質の高い研究が進められるよう、各教員が実施する研究に係る計画書の申請段階から教授陣からのアドバイスを行う。また、科学研究費補助金の申請支援に関するFD研修等の機会も活かし、他領域の教員との意見交換の機会や接点を増やす試みを進める。

- ③ 各教員の研究に対するフォローアップの方法と組織的な支援として、研究委員会が研究の進捗に合わせた適時の確認と助言等を行う。特に倫理審査が必要な研究については、研究の実現可能性と計画的な研究の推進のため、早期の倫理審査申請の必要性について周知を図る。

(2) 研究推進のための研究環境の整備

- ① 学内共同研究の審査は、研究委員会と全教授が協働して行うものとし、適切な課題選定と適正な研究費の配分を行う。
- ② コンカレントライセンスによる統計ソフトがスムーズに稼働できるよう、引続き教員のパソコンスペックの向上を検討していく。また、先端的研究機器については、使用状況・使用頻度の実態把握とニーズ調査を実施し、導入を検討する。
- ③ 研究時間の確保のための研究日の設定については、現状の実習負担、大学運営の負担（委員会活動等）の実態を検証し、引続き検討する。
- ④ 引続き、外部資金を獲得するための努力をする者に、インセンティブを与える方策を検討する。インセンティブ付与の導入に当たっては、現状の財務状況にも配慮し、現在の個人研究費の見直しを含め検討する。

3. 若手研究者への支援

(1) 若手研究者の育成

若手教員の研究以外の業務負担の実態を把握し、それぞれの実態に合った研究支援と育成の在り方を検討する。また、若手教員の育成の観点から領域内での共同研究の立上げを推奨する。

(2) 学位未取得教員への支援

学位（修士、博士）未取得の若手教員の大学院進学については、本学の将来的な教員体制の整備の観点、研究体制の必要性から、学内や各領域における業務配分に配慮しながら、大学として積極的に支援していく。

(3) 研究に対する助教、助手への支援

引続き、若手教員の自立的、自発的研究が適切に進められるよう、各領域の実情に応じ指導方法や指導の視点等を検討し、支援していく。

4. 外部研究資金の獲得と研究支援体制等の整備

(1) 科学研究費補助金の獲得

科学研究費補助金等の外部資金獲得に繋がる基盤となる研究業績を積むため、学内共同研究費及び個人研究費を活用した個人及び共同研究を活性化させる。

(2) 競争的外部資金の獲得の促進

引続き、科学研究費補助金等の競争的外部資金の情報収集に努め、教員への情報提供を確実に行っていく。

(3) 科学研究費補助金申請等に係る個別支援の強化

科学研究費補助金申請を支援するセカンドオピニオン体制を適切に運用するとともに、各領域においても、申請段階での助言、採択後の個別フォローアップを強化する。

(4) 科学研究費補助金申請に関する FD の継続的な開催

研究委員会と FD 委員会が協働し、科学研究費補助金の申請に関する研修会を継続して開催する。

(5) 外部資金の申請書作成を支援するための学内体制の整備

各種外部資金の申請書作成を支援する人材の確保について、必要な財源の確保等（間接経費の活用等）を含め検討する。また、申請に当たって参考となる日本学術振興会が開催する「科学研究助成事業説明会」における情報を各教員に周知する。

5. 研究成果の発信と管理

(1) 各教員の研究テーマや研究業績の公開

ホームページの教員紹介ページに、各教員の研究業績（最近5年間）を最新の情報に更新して掲載する。また、各教員に researchmap への登録、研究活動や研究成果に関する情報の更新を推奨する。

(2) 研究成果の公表・発信

教員の研究成果を各種の学術集会、講演会、公開講座で紹介するとともに、大学のホームページに掲載し、定期的に更新していく。

(3) 大学の研究マネジメント力の向上・整備

質の高い研究の実施や研究活動の倫理性が確保されるよう、本学の研究マネジメントに関するチェックシステムを適切に運用していく。

6. 研究倫理の徹底

(1) 研究倫理審査の適切性の確保

本学の研究が倫理性を確保しながら適切に行われるよう、「研究倫理審査委員会」を定期的に開催し、チェック機能を強化する。

(2) 研究倫理審査後の研究実施状況の把握

各教員は、毎年度（年度末）、当該年度に行った研究の状況を整理し、「研究倫理審査委員会」に報告書として提出するシステムを定着させる。

(3) 研究倫理に関する研修会等の充実

研究倫理に関する本学主催の「研究倫理研修会」を引続き企画・実施するとともに、各教員には、JST（科学技術振興機構）が提供する研究倫理教材（eラーニングプログラム）の履修を促す。また、本学主催の研究倫理研修会参加者には受講証を発行する。

(4) 研究活動上の不正行為防止体制の整備

研究活動における不正行為の防止及び公的研究費の不正使用防止に関する各種規程、仕組等の周知を徹底するとともに、これに関するテーマを組込んだ研修会を実施する。

(5) 研究資金の適正使用

研究資金の適正使用等については、関連する規程及びその中で規定されたチェック体制に基づき、適正な運用に努める。また、各教員は、これらの規程に沿って常に自らの点検を心掛けるものとし、会計課による定期点検、監事による監査を通して、さらにその適切性の維持に努める。

(6) 研究資金を統括する専門の事務部門の設置

研究資金の管理は、現状、経理的観点から会計課が受け持っているが、総括部門の体制整備については研究委員会との位置付けも含めてどのような対応が可能か、引続き検討する。

IV. 大学の社会貢献活動等

1. 本学の社会貢献の実態把握と社会貢献活動の推進

(1) 本学の社会貢献活動の実態把握

昨年度整備した出張講義・公開講座を実施要項に沿ってスムーズな運営を実施する。また、専門職者を対象とした講座等を体系的に整備し、各教員が社会貢献活動に組みやすい環境作りについて検討する。

(2) 本学主体の社会貢献活動の推進

- ① 公開講座を大学祭と同日に開催できるよう検討する。
- ② 出張講義のスムーズな運営方法（対象、規模、必要経費等）について検討する。
- ③ 地域貢献事業として、スキルアッププログラム（仮称）を整備する。

(3) 地域医療機関・施設、看護協会、医師会等と連携した活動の推進

看護協会や実習病院等における講師派遣等ニーズ及び実施方法等に関する意向を把握し、これに基づき具体的な研修等の活動を検討・実施する。

(4) 地方自治体等との連携による社会貢献活動の推進

本学が実施可能な出張講義について、ホームページで広報するとともに、「いわての師匠派遣事業」や地方自治体、学校からの出張講義等の依頼に対して積極的に対応していく。

(5) 大学間で連携した活動の検討

昨年度発足した医療(看護)検討部会(「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」の地域との連携による人材育成推進ワーキンググループ内の1部会)の看護大学ネットワークを通して、大学間連携の基盤作りに取り組む。

(6) 産業界と連携した社会貢献活動の検討

地域の産業界の本学に関連すると考えられる教育ニーズを把握し、連携した実施が可能かどうかについての検討を進める。

(7) 公的機関の諸行政への専門的知見を活かした協力

教員の持つ専門的知見を活かし、地方自治体等の各種の委員会に委員などとして協力していく。

2. 本学の活動の社会への情報発信の充実

(1) 本学の社会貢献活動のホームページによる発信

出張講義・公開講座・スキルアッププログラム（仮称）等のテーマ及び内容を、これまでの実績とともにホームページを通して積極的に発信していく。

(2) マスメディアへの情報発信

公開講座や教職員・学生の社会貢献活動についての情報を地域のマスメディアに
適時発信するとともに、ホームページや SNS を通じて発信する。

3. 社会連携・社会貢献を推進するための体制整備

(1) 社会貢献活動の推進のための学内推進体制の充実

- ① 社会貢献活動の 3 本柱である出張講義、公開講座、スキルアッププログラム（仮称）
のスムーズな運営のために、地域貢献事業に関する規程の新設を検討する。
- ② 地域貢献に関する業務は、当面、関連する事務局各課がそれぞれの業務範囲の中で
支援していく。また、内容によっては、学生の協力を得る方策を検討する。
- ③ 引続き、大学の設立の趣旨の実現と大学の知名度を上げるための地域貢献・国際交
流委員会の活動状況を理事会等に報告し、助言及び支援を得ながらその充実に努める。

V. 法人及び大学の管理運営

1. 法人ガバナンスの強化

(1) 理事会の機能の充実

- ① 令和 7 年 4 月に施行される改正私立学校法に基づき、本法人の寄附行為を変更するこ
ととし、役員・評議員の構成や法人の意思決定、監査体制の充実等についての検討を進
め、本年度中に文部科学省に対し寄附行為変更認可申請を行う。
- ② 各理事は、「学校法人二戸学園理事の主管業務に関する内規」に基づき、理事会にお
いて提示した職務計画に基づき具体的な活動を行う。

(2) 運営協議会の効率的な運営と権限の明確化

運営協議会の構成員は、協議会の設置趣旨（理事サイドと教学サイドの意思疎通、情
報の共有、理事会等の事前調整）に沿って、適切な調整等の役割を果たしていく。

(3) 評議員会機能の強化

評議員会は、理事会の諮問機関としての位置付けに加え、理事会の監視・牽制機能等
を強化するとともに、理事選任機関として理事の選任、改正私立学校法の改正趣旨
（幅広い分野の人材、年齢構成等）に沿った評議員の選任についての検討を進める。

(4) 監事機能の強化

- ① 「学校法人二戸学園監事監査基準」及び私立学校の改正趣旨を踏まえて、監事の独立
性と公正性の確保及び重層的な監査体制の構築に努め、評議員会とともに法人運営に関
しての「監視・監督の役割」を担う。
- ② 「学校法人二戸学園理事の主管業務に関する内規」に基づき、各理事が提示した職務
計画の実績について適切に評価し、その結果を理事会に報告する。
- ③ 「年度監査計画」に基づき監査の視点等に留意した監査を実施することとし、監査結
果が各業務の改善に結びつくよう努める。
- ④ 監事、会計監査人、内部監査室による三様監査により、会計監査の質の向上に努める。

(5) 法人運営調整会議の設置

理事長、学長、常務理事、事務局長等を構成員とする「法人運営調整会議」において

は、引続き、法人運営や教学事項の情報の共有化を図り、理事会等の議事案件の整理、方向性についての検討を行うとともに、必要に応じ教授会や事務局に対し、対応策の検討を求めていく。

(6) その他

令和7年度からの寄附行為の変更に伴い、改正が必要な既存規程及び新たに必要となる規程の整備について検討し、遅滞なく理事会、評議員に議案提示の上決定していく。

2. コミュニケーションの円滑化

(1) 法人の運営方針等の共有

法人に所属する教職員が本法人の運営方針等を共有するため、理事長、理事、学長と教職員との意見交換の場の設定を検討する。

3. コンプライアンスの体制強化と推進

(1) コンプライアンス関連規程の整備と周知

- ① 役員は「学校法人二戸学園役員行動規範」「学校法人二戸学園理事の内部規律に関する規程」を遵守し、適切な活動に努める。
- ② 教職員等に対して「役員及び教職員の行動規範」や「倫理規程等のコンプライアンス関連規程」及び関係図を配付して、コンプライアンス意識の徹底を図る。
- ③ コンプライアンスの重要性の認識を高めるため、関連規程をホームページに掲載し、周知の徹底を図るとともに、関連する研修会の開催を検討する。

(2) 利益相反マネジメントの強化

本年度も、利益相反マネジメント規程及び実施細則に基づき、役員及び教職員全員が利益相反に関する報告書を提出し、法人倫理委員会の評価を基に理事会において適切に対処していく。また、監事は本規程の遵守状況についての監査を実施し、理事会に報告する。

(3) ハラスメント対策の強化

- ① 「ハラスメントの防止等に関するガイドライン及び相談員対応指針」を全教職員、学生に対して周知徹底を図り、事案が生じた場合は「ハラスメント防止対策委員会」を中心に適切に対処していく。
- ② 昨年度、ハラスメント防止対策委員会とFD委員会が協働して教職員を対象としたハラスメントに関する研修会を実施したが、今年度は学生を対象とした研修会の開催を検討する。
- ③ 今年度も、一昨年作成した「ハラスメント防止・対応ハンドブック」を教職員、学生に配付し、ハラスメント意識の向上と防止に努める。

(4) 公益通報についての周知

公益通報制度の背景や目的を明示した上で、通報窓口を含めた公益通報に関する規程と他の規程との関係性を整理し、職員への周知徹底を図る。

4. リスク管理体制の整備と強化

(1) リスク管理体制の見直し

- ① 資金決済面でのリスク回避については、帳簿上のチェックを今後も定期的実施する。また、経理処理に当たっては、資金払出担当者とシステム入力担当者を分離し、相互チェックによるリスク回避に努める。
- ② 規程の整備が必要と考えられる災害や情報漏洩等のリスクを洗い出し、他大学の例も参考に対応体制を含めた規程整備について検討する。

(2) 想定される危機への対応策の整備

- ① さまざまな危機管理対応を目的として設置している危機管理本部会議においては、新型コロナウイルス感染症を中心に対応してきたが、他の危機管理対応（防犯、防災等）についても、引続き、関連委員会と連携して適時適切に対応していく。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策以外の他のリスクについても一定の対応マニュアルを作成しているが、実態とマニュアルについて現実的な視点からチェックを行い、不断の見直しに努める。
- ③ 引続き、危機管理（感染管理、防災、救急救命、防犯等）に関する講習会、訓練を定期的実施する。

(3) 想定外の危機への対応

想定外の危機が発生した場合は、他大学の例や国・地方自治体の対応方針等の情報収集を行い、危機管理本部において速やかに本学としての対応策を検討し、職員及び学生に周知する。

5. 業務執行体制の見直しと人事管理

(1) 現業務体制の検証と見直し

新たに発生する業務等の現状を踏まえ、事務局各課内及び各課間の業務の洗い出しと分担について不断の見直しを行い、業務の停滞や遺漏が生じないように努めていく。

(2) 業務内容及び人員配置の継続的見直し

- ① 現状の各課の業務について、合理化の可能性と無駄の排除等の検討を行い、効率的な業務運営について引続き取り組む。
- ② 業務内容を見直して効率化を図るとともに、財務状況にも留意しつつ、質の高い法人運営と教育支援を行っていくための適切な人員配置を行う。

(3) 専門性の高い人材の採用

専門性の高い人材の登用が困難な状況の中、事務局内の情報共有や OJT を通して業務能力の向上に努める。

(4) 将来を見据えた事務職員体制の整備

引続き、将来を見据えた本法人の安定的な運営と継続性を担保するため、若手事務職員の育成に留意した運営を心掛ける。

(5) 人事考課制度の実施と活用

一昨年度策定した「事務職員の人事評価」を通じて、幹部職員が職員の業務目標や課題を把握し、業務改善や適切な職員配置、職員の資質の向上に繋げていくことにより、事務業務の質的向上を目指す。

6. 効率的な事務体制の構築

(1) 事務局内の確実な情報伝達と共有化

- ① 定期的で開催している若手事務職員による「事務連絡会」の議事内容について、幹部職員を構成員とする「連絡調整会議」においても情報を共有し、適時適切に必要な対応を行う。
- ② 学長、事務局長、各課長及び常務理事等による「連絡調整会議」（毎週開催）を開催し、教学・管理運営面の情報を共有するとともに、諸課題について協議・方針を決定し、関係部署や委員会等に方向性を示すことにより、大学の適切な運営に資する。

7. 各種会議(委員会)の見直しと活性化

(1) 自己点検委員会による検証評価

自己点検評価委員会は、今後とも学内に設置する各種の委員会の活動目標・内容の現状や機関別認証評価の評価結果、評価の視点に留意し、必要な改善を関係委員会や事務局に要請していく。

(2) 各委員会の所掌事項の見直し

引続き、各委員会の所掌内容や活動状況の検証を行い、必要に応じ所管事項等の見直し等を行う。

(3) 委員会運営の効率化

- ① 委員会間の連携・協力を高め、相互に関係する事案についての情報を共有することにより、教授会機能の強化と合理化に努める。
- ② 引続き、各委員会における運営方法、資料の削減、簡素化等の効率化に努めていく。

8. 給与体系の検証

(1) 現行の給与規程改正の検討

各職員の経験や年齢のほか、将来の人生設計にも配慮した給与体系となるよう、現行給与規程の見直しを検討する。

9. 職員の資質向上

(1) 職員の能力向上とモチベーションの向上に繋がる取組の推進

- ① OJT（On the Job Training）を中心として職員能力の向上に努めるとともに、各管理職のこれまでの経験をベースにした職員向けの研修会を検討する。
- ② 新型コロナウイルスの影響は収束に向かいつつあるものの、一部の関連機関が実施する各種の説明会や研修がオンライン形式のものとなっており、これらの研修等がこれまでどおりの対面形式で実施される場合は、積極的な参加を促す。また、当該研修に参加した職員による不参加の職員を対象とした還元研修を実施する。

(2) 全教職員が参加するSDの充実

新型コロナウイルス感染症の影響でFD・SD研修会の開催は制限的であったが、本年度はオンライン開催も含め、定期的、計画的に開催できるよう検討する。

(3) 若手職員の資質向上

将来を担う若手職員の資質の向上のため、外部研修の情報を収集し、必要な研修に積極的な参加を促す。

10. 広報活動の推進

<大学の知名度・認知度を高めるための活動>

(1) 持続性のある体系的広報活動の展開

ホームページを更新しさらなる掲載内容の充実に努めるとともに、大学案内等の各種の広報関連資料とも連動した統一感のあるものとなるよう努める。

(2) 広報活動の目的・ターゲットの明確化

受験生が本学を知るきっかけであるホームページ及び入学動機となっているオープンキャンパスをさらに充実させるとともに、高校訪問や「進学指導教員懇談会」の充実を図る。

(3) オープンキャンパス・大学祭をととした大学認知度の向上

オープンキャンパスの回数を昨年から増やしたことの効果があったことからさらなる充実に努める。また、大学祭については、プログラム内容の見直し、認知度の向上に努める。

(4) 地域の行事・活動への積極的な参加

「さんさ踊り」への参加は、本学の認知度を上げる機会として今後とも継続していく。また、他の地域行事への参加やボランティア活動についても学生の意見を聴きながら実現できるよう努める。

(5) 公開講座をととした大学認知度の向上

広く地域社会への認知度を高めていくため、社会状況や地域の関心事に焦点を当てた公開講座の開催等、社会的活動の充実について検討する。

(6) 大学HPをととした大学認知度の向上

大学行事や学生の活動、教員の研究活動等をホームページを中心に魅力的に発信するとともに、地域のメディアにも紹介し、取上げてもらうような働きかけも行う。

<学生確保のための活動>

(1) 学生確保につながる有効な広報活動の展開

本学の広報活動について、進学情報機関へのヒアリングや在学生を対象としたアンケート等により、広報手段の効果測定に基づく重点化に努める。

(2) 高等学校訪問、進学相談会等をととした広報の展開

- ① 高校訪問、進学相談会等の内容の充実に努めるとともに、それぞれの効果を検証し、広報活動のレベルをさらに高めていく。
- ② 「進学指導教員懇談会」について時期・回数等についてさらに検討し、その内容の充実を図り、志願者増に繋げていく。

(3) 広報活動への在学生の協力

昨年度も新型コロナウイルスの感染状況等から、在学生を同伴した学校訪問は見合わせた。本年度は新型コロナウイルスの状況を見極めつつ、在学生の協力を得た出身校

への訪問活動を検討する。

1 1. 情報の公開（透明性の確保）

（1）以下のような教育・研究に関する情報を積極的に公表

- ・大学及び大学院の教育研究上の目的、3つのポリシー
- ・教員組織
- ・入学状況、在学状況に関する情報
- ・教育課程、シラバス
- ・学修評価基準、卒業認定基準
- ・校地・校舎等の学修環境
- ・授業料等、大学が徴収する費用
- ・学生の修学支援、生活支援（奨学金等）、キャリア支援に関する情報
- ・学則等主要規程 等

等、引続き、公開すべき最新の情報を遅滞なく掲載していく。

（2）以下のような学校法人に関する情報を積極的に公表

- ・寄附行為
- ・財務諸表
- ・中期計画、事業計画、事業報告
- ・自己点検・評価報告書
- ・監事の監査報告書
- ・役員、評議員に関する事項
- ・役員等報酬基準 等

等、引続き、公開すべき最新の情報を遅滞なく掲載していく。

（3）その他、以下のような大学の活動に関する情報を積極的に公表

- ・ガバナンス・コード
- ・大学設置認可申請書
- ・大学院設置認可申請書
- ・大学及び大学院設置に係るアフターケアに関する資料
- ・機関別認証評価関係資料（「自己点検評価書」及び「評価報告書」）
- ・教員の研究業績の状況
- ・本学が行う社会貢献活動等の状況
- ・学生の課外活動等の状況

等、引続き、公開すべき最新の情報を遅滞なく掲載していく。

VI. 法人の財務及び会計

1. 財務基盤の安定化

（1）志願者・学生の確保

- ① 学生確保に向けて、
 - ア、高等学校との連携を強化するため、時宜を得た進路指導教員との懇談会の開催、
 - イ、大学の進学に関する現況や本学にとって有効な広報手段等を把握するため、教育事業関連会社からの情報収集、
 - ウ、ホームページの充実に加え、Web 媒体を活用した広報に力点を置く、などの広報活動を展開する。
- ② 引続き、感染対策を施しながら対面での受験生等との接触（進学説明会やオープンキャンパスなど）の機会を作る。

(2) 人件費の抑制

- ① 固定経費である人件費比率は、依然高い状況にある。看護系教員の給与水準は、全国的に高い状況（学部等設置時の教員確保）が続いているが、人事異動のタイミングを捉えて教員の年齢構成の適正化等に努め、中長期的な視点で人件費の抑制を図っていく。
- ② 教員については、これまで教育体制維持の観点から現給保障を基本にした給与決定が行ってきたが、今後は、教育体制の整備状況に留意しつつ、新たな採用者から既存の給与表に基づく適切な給与決定を行う。

(3) 質の高い教育を展開するための財源の安定化

経常費補助金の支給開始年度である令和3年度から、教育研究経費と管理経費の区分の見直しを行ったが、引続き説明可能な範囲で各費目の見直しを行い、教育研究経費比率が高まるよう努める。

2. 外部資金の獲得

競争的外部資金の強化

科学研究費補助金の獲得に向け、引続き関連する FD 研修会の実施及び申請書作成の支援等の取組を行う。また、科学研究費補助金以外の外部資金に関する情報を収集し、速やかに教員に提供し資金獲得に向けた支援を充実させる。

3. 経常費補助金の確保

経常費補助金獲得の強化

- ① 経常費補助金の算定基準等の修得に努め、より多くの補助金が獲得できるよう予算配分等を含めて検討していく。特に補助金算定に影響する入学定員や収容定員充足率、教育研究経費比率等の状況については、常に留意して大学運営を行う。
- ② 本学の現状においては、改革総合支援事業等の特別補助の交付要件を満たす状況にはないが、今後とも補助要項の変更等の情報に留意し、必要な改革に取り組んでいく。

4. 寄附金の創設

新たな寄附金の創設について、他大学の例をさらに収集するとともに、本学の実態に合ったものとして理事会、教授会とともに検討を進めて行く。

5. 会計システムの健全化

(1) 会計関係規程の整備

現状の会計関係の規程は、基本的な事項を中心に本学の実態に合ったものとして整備しているが、私立学校法改正等の制度改正に伴う会計基準の取扱いに変更があった場合等には、適切に現行規程の改正、新設等を行う。

(2) 会計処理基準との適合性の検証

- ① 現行の会計処理基準については、監事や会計監査人の意見を聴き、現時点において問題はないことを確認している。今後とも監事監査等により適切性を確保するとともに、指摘があれば、現行規程の改正等を含め、適切な対処を行う。なお、今般の「私立学校法の一部を改正する法律」に基づき、学校法人会計基準の根拠が私立学校振興助成法から私立学校法に移ることから、学校法人会計規準の改正（令和7年度決算から適用）についての情報収集を行う。
- ② 会計処理の公正性確保の観点から、内部監査室、監事とも協議し、会計処理の点検を徹底し、必要に応じ処理基準の見直しを行う。

6. 適切な会計監査の実施

(1) 監事と内部監査室による会計監査の実施

今年度も引続き会計監査計画を策定し、監査結果を理事会に報告するとともに、関係部署に改善の方向性等を指示する。また、私立学校法の改正に伴う会計処理等についての変更点に関して、監事、事務局が改正後の円滑な移行等についての意見交換を行い、適切な対応ができるよう準備を進める。

(2) 三様監査による、より充実した会計監査

引続き、監事、会計監査人、内部監査室による三様監査を実施するとともに、改正私立学校法に基づき、特に監査体制（監事の補助・内部監査、監事と会計監査人の連携、監事への内部通報等）への具体的な対応策を検討する。

7. 中期計画の遂行に伴う予算の確保

(1) 大学の教育・研究を推進するために必要な設備・備品等の整備

学年進行に伴う備品等の整備については、教育・研究の質の維持と向上のため、適切な予算確保に努める。また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症等により実習等に係る経費を中心に弾力的な対応を行ったきたが、本年度も引続きこれらの状況を見極めつつ柔軟に対処していく。

また、経年劣化している機器・備品も多く、これらの更新（機能性のアップも含む。）に当たっては、必要性の高いものから計画的に整備していく。

(2) 附属幼稚園の施設、設備・備品等の整備

質の高い魅力的な教育・保育活動が展開できるよう、引続き備品等の充実に努める。また、本年度開設する附属北上認定こども園については、開設時に整備した機器・備品に加え、本年の運営経過に応じて必要となった設備等の整備については柔軟な対応を行う。

(3) その他の財務上必要な対応

施設整備拡充特定資産の積立（第2号基本金）については、今後、備品の経年劣化に

よる更新、施設の補修、新たな機器・備品の整備等の必要性が想定されるため、本年度以降の中期的な財務状況を踏まえ、検討していく。

VII. 外部評価の受審

外部評価として、以下の評価機関による評価を受ける。

(1) 大学の認証評価（機関認証）の受審

令和5年度の受審結果を受け、改善を要する点などの指摘に対し、教授会等とも連携し適切な対応を図る。

(2) 看護教育評価の受審

看護教育評価の受審については、引続き情報収集に努め、受審年度について検討する。

VIII. 附属幼稚園

1. 教育・保育内容の充実

(1) 外部講師の活用

本園の理念・方針に則り、着実に教育・保育を進めるとともに、引続き以下のような特色ある取組を推進する。

- ① スポーツクラブ等の講師による月2回程度の体育教室を実施し、園児の運動能力の向上に努める。
- ② 英語がより身近に感じられるよう、外部の講師等による月4回程度の英語教室を実施する。

(2) 教育手法の改善

教育・保育が魅力あるものとなるよう、以下のような取組を推進する。

- ① 園舎施設を有効に活用した「新たな教育方法による教育やカリキュラム」については、現状の教育についての評価・検証を基盤にして続き検討を進め、具体的なカリキュラム案を提示する。
- ② 月2回程度の職員会議を開催し、行事内容の確認と評価、園児の状況等の情報共有に努め、適切な園運営に努める。また、若手職員の保育上の悩みについての相談も園長や先輩職員が丁寧に対応していく。
- ③ 職員会議や園内研修により、ヒヤリ・ハットや感染症等への対応についての情報共有に努める。また、園内研修については、年間計画を策定し、同計画に基づき職員の質の向上に努める。
- ④ 県、市、私幼認定こども園等の主催によるキャリアアップ研修（Zoomによる研修）や教育委員会による幼稚園等初任者研修講座等に積極的に参加する。

(3) 大学との連携

昨年度に引続き、大学教員による研修等の実施を検討する。

2. 園児の確保

(1) 特色ある教育・保育の展開

- ① 本園の特色ある取組である体育教室、英語教室を引続き実施するとともに、保護者等

の意見も参考に新たな取組を検討する。また、二戸市の子育て支援事業について、親子のふれあい遊び・交流、読み聞かせ育児相談などの企画・運営を行う。

- ② 引続き、園庭や近隣の農園において、野菜の栽培やサツマイモ等の植付けなどの体験活動を実施する。
- ③ 園児に季節を感じてもらおう年中行事として、七夕祭りや夏祭り、ハロウィンなどの行事を企画・実施する。

(2) 効果的な広報活動の展開

- ① FacebookなどのSNSを活用し、各種行事の写真や子ども達の普段の様子、新しい園舎を紹介すること等により、魅力的な情報発信に努める。
- ② 上記情報を中心に、保護者に訴える魅力あるホームページの改訂に努める。
- ③ 引続き、新聞への折込チラシ、ポスター作成による広報活動を展開する。

(3) 地域との交流の推進

- ① 夏祭り、運動会、ハロウィンパレード等の行事については、卒園児の招待や地域住民との交流の場として実施する。また、介護老人保健施設への訪問については、同施設と実施方法を十分に相談の上、実施する。
- ② 大学教員による地域のニーズに基づいた講演会等を実施する。

(4) 口コミの活用

引続き、園施設の開放等による広報と周辺地域の幼児保育需要に関する情報収集に努める。また、二戸市の子育て支援事業に参加し、妊婦や未就学児を対象としたイベントを実施する。

3. 運営体制の整備

(1) 職員の資質の向上

- ① 先輩教諭の指導方法等を学び、実践に結び付けていく取組を進めることにより、若手職員のスキルアップを図る。
- ② 若手の保育士等を各行事の企画段階から積極的に参加させ、園運営への参加意識を高める。

(2) 柔軟な事務処理体制

園の事務処理に当たっては、若い職員の業務配分の工夫により、保育業務と並行し進められるような柔軟な対応を行っていく。

(3) 法人本部及び北上こども園との連携

- ① 法人本部との連携を強化し、適切な会計処理及び定期的な情報共有を行う。
- ② 本年度開設する附属北上こども園との情報交換や知見を共有し、互いの教育・保育の質を高めていくことを目的に両園による連絡懇談会等の開催を検討する。

4. 施設・設備の充実

(1) 園舎の整備

経年による施設の不具合や園運営に必要な補修・改修について、設備整備と並行して整備計画案を策定し、法人本部とも十分協議しながら適切に取り進める。

(2) 園児の安全確保

- ① 年2回の消防用設備等の点検を行うとともに、遊具等の設備についても安全性の観点から、定期的な保守点検を確実に行っていく。
- ② 園児の教育・保育に必要な施設・設備等の整備に当たっては、常に園児の安全性を最優先にして行う。
- ③ 引続き、安全な保育の維持のため、保育体制の充実・強化のための必要な求人活動を進める。

(3) 設備・備品の整備

園運営の過程において必要となった新たな機器・備品の整備・更新については、施設整備と並行して整備計画案を策定し、適切に取り進める。

(4) 堀野字東側地区の園舎

堀野地区園舎の取壊し等の処分については未だ未調整であるが、処分に当たっては自治体等との事前相談等が重要であり、対処計画の策定段階から十分な協議・調整を行う。

IX. 北上認定こども園

1. 教育・保育内容の充実

(1) 教育手法の確立・改善

- ① 本園の理念・方針に則り、次の点に留意しつつ着実に教育・保育を進める。
 - ア、月2回程度の職員会議を開催し、園児の状況等の情報共有、教育・保育計画の確認と評価を行い、今後を見据えた適切な園運営に努める。
 - イ、ヒヤリハットや感染症等についての情報共有に努め、適切に対応していく。
 - ウ、若手保育教諭や職員の悩みについて相談しやすい環境をつくり、園長や経験豊富な職員が丁寧に対応していく。
- ② 教育・保育の質を向上させていくため、以下のような取組を推進する。
 - ア、各行事の実施状況と評価を職員間で共有し、毎年度の教育・保育計画に反映させていく。
 - イ、園内研修計画を策定し、計画に基づき職員の質の向上に努める。
 - ウ、関係機関等が主催する研修会へ積極的に参加し、園内還元報告会等を通して全職員がさまざまな知見を共有していく。

(2) 大学との連携

大学教員による園の教育・保育に関連する研修等の実施を検討する。

(3) 外部講師の活用

園児の状況や興味関心、保護者の意見等も参考にして、英語教室、キッドビクス、キッズダンス、スイミングなど外部講師による特色ある教育を検討していく。また、北上市の特色である半導体に関連した幼児に合わせた教育を検討する。

2. 園児の確保

(1) 特色ある教育・保育の展開

- ① 七夕祭りやクリスマス会等の季節を感じられる年中行事を、園児の状況に合わせて積

極的に計画、実施する。

- ② 園庭に設けた農園を活用して、季節の野菜栽培と収穫などの体験活動を行う。
- ③ 魅力ある教育活動として検討している英語教室や体育教室等については、適切な外部講師を選定し、円滑な実施ができるよう調整していく。

(2) 効果的な広報活動の展開

- ① 園舎や園児の活動の様子や魅力ある教育保育内容等を写真や動画等を、ホームページを通して積極的に発信する。
- ② 折込みチラシや北上市広報紙、ラジオなどの媒体により積極的な広報活動を行う。

(3) 地域との交流の推進

- ① 地域行事への園児の参加や園行事への地域住民の招待等、地域との交流活動を推進する。
- ② 園行事に未就園児を招待するなど、地域社会との交流を通して本園の認知度を高める。
- ③ 同一敷地内にある介護老人保健施設と協議の上、訪問交流会等の実施を検討する。。
- ④ 地域のニーズに基づいた大学教員による講演会を検討する。

3. 運営体制の整備

(1) 職員の資質の向上

- ① 各保育教諭等の互いの教育・保育に関する知見を共有し、実践に結び付けていく。また、幼児教育、保育に関するFD研修（外部講師の招へいを含め）の実施を検討する。
- ② 関係機関等が実施する外部研修会等に積極的に参加し、教職員の資質の向上に繋げる。
- ③ 各行事の企画段階から全職員が参加し、園運営への参加意識を高めていく。

(2) 事務処理、教育・保育体制の確立

- ① 法人本部との連携を密にして、適切な事務処理に努める。
- ② 二戸の附属幼稚園との情報交換や知見の共有し、互いの教育・保育の質を高めていくことを目的に、両園による連絡懇談会等の開催を検討する。
- ③ 教育・保育体制の充実のため、保育教諭の補充等の求人活動を積極的に行っていく。

4. 施設・設備の充実

(1) 園舎、設備・備品の整備

- ① 新設園舎の施設について、園児の安全性の観点から不具合や危険箇所がないか等を点検し、必要に応じ改修等を行なう。
- ② 開設に当たって必要な設備・備品等を整備しているが、園運営を進めていく段階で追加で整備の必要が生じた場合等は、法人本部とも調整の上、適切に対応していく。

(2) 園児の安全確保

防火設備、園庭遊具、その他の設備について定期的保守点検を確実に行うほか、園児の安全を最優先にした整備に努める。

(以 上)